

## ◆目 標

安心して暮らせる福祉のまちづくり

## ◆方 針

少子高齢化の進展、地域社会や家族の変化、地域のつながりの希薄化がすすみ、住民の生活課題や福祉課題も複雑化し、社会福祉を取り巻く環境はさらに大きく変化しています。また、社会福祉法改正に伴い、社会福祉法人の在り方そのものが問われる中、より一層の組織の強化、情報の開示、地域における公的な取り組みが求められています。

このような状況をふまえ、あらためて本会が住民主体の福祉コミュニティの形成および地域福祉を推進する中核を担う立場と、在宅福祉サービス・介護サービスを提供する事業者としての立場の2つの側面をもつ極めて公共性の高い、非営利の社会福祉法人であることを認識し、広く住民から信頼され必要とされる「社協」となるために、法人運営の透明性の確保や、組織の活性化を図るため、職員の資質・専門性の向上に積極的に取り組む必要があります。

また、地域社会の一員として、一人ひとりが尊厳をもち自分らしく自立した生活を送れるよう、地域の特性を生かし、住民をはじめとするボランティア等民間福祉活動とのあらゆる分野での協働により、在宅福祉サービス・介護サービスを総合的に推進し、すべての住民が住みなれた地域で支えあいながら、健康で、安心して、自分らしく生きがいをもって生活できる地域社会を実現することを基本方針とします。

- 1 住民主体・住民参加による地域福祉推進
- 2 質の高い福祉サービスの提供
- 3 一人ひとりが自分らしく自立した生活が送れる支援体制づくり

## ◆重点事業

### 1 介護職員初任者研修

支援を必要とする高齢者や障がいをもつ方の様々なニーズに対応できる地域づくりを推進するため、福祉の担い手となる人材の育成・発掘が求められています。専門的な知識や技術を有するホームヘルパー及び居宅介護支援ボランティアを育成し、一人でも多くの住民が福祉に対する理解を深め、在宅福祉サービスの更なる充実を図ることを目的とし、町内関係事業所と連携しながら、介護職員初任者研修を重点的に実施します。

### 2 介護予防・日常生活支援総合事業

平成27年度介護保険制度改正により、地域における暮らしを支えるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を実現することが求められています。

信濃町では、平成28年4月から介護予防給付の見直しが行われ、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行します。

本会は、地域福祉推進の中核を担う立場であることから、多様な生活支援の充実に向けた人材育成や、支援体制づくり、介護予防の拠点となる場の充実を目的に、従来から行っているお買い物サロン事業、ふれあいいいききサロン事業、ボランティア推進事業を中心として、介護予防・日常生活支援総合事業を行うことを重点的に実施します。

### 3 福祉ネットワークづくり

誰もが住み慣れた地域で安心した暮らしを続けるために、公的なサービスのみならず、家族や地域住民、各種関係機関等との見守り活動が必要です。

各関係機関等が協力して、支援が必要な方の情報を共有するとともに、それぞれの立場から効果的かつ日常的な見守り活動を行うためにネットワーク化し、誰もが住み慣れた地域で尊厳を保ちながら、安心して生活できるよう支援するための、福祉ネットワークづくりを重点的に実施します。

# ◆事業の概要

## 1 法人運営

---

従来の取り組みや、地域福祉において果たしてきた役割などを整理し、組織体制の強化・充実に努め、公共性・公益性の高い非営利団体としての特性を生かし、広く住民や地域の福祉ニーズの把握に努め、それらのニーズに柔軟に対応し、常に情報の開示を行い、事業の透明性を図る。

### 1) 法人の健全運営

複雑・多様化する福祉ニーズや経営課題に対応する役員体制の整備を行い、経営体制の基盤を強化し法人の健全運営を行う。

- ①理事会・評議員会の定期開催
- ②経理の適正処理
- ③諸規程整備による適正な法人運営
- ④社会福祉法人制度改革に基づく経営組織等の見直し

### 2) 事務局体制の強化

多様な福祉課題に対応できる事業推進を図るため、事務局体制の強化を行い、研修等により職員の資質および専門機能の向上を目指し、労務管理や福利厚生の実施を図り、働きやすい環境整備を行う。

- ①職員の充実と組織強化
- ②職員の処遇改善を図る
- ③職員の資質および専門機能の向上を図る
- ④職員研修の企画・実施

### 3) 財政基盤の確立

公的財源の見直しがすすめられる中で財政基盤の強化を推進し、適正な充当財源の検討をし、資金の適切な管理・運用に努め、ニーズに即した事業展開を図る。

自主財源	社協会費 ①一般 1世帯 1,000円 ②賛助 1口 5,000円 寄付金 共同募金配分金
事業収入財源	介護保険報酬等
公的財源	補助金 受託金

### 4) 研究・調査事業

福祉活動に関する各種調査・研究を実施し、住民の実態およびニーズを的確に把握するとともに、地域福祉・在宅福祉の活動展開の参考とする。

名 称	社会福祉に関する意識調査活動
内 容	郵送にて、無作為抽出法により実施
財 源	社協会費・町補助金

## 2 地域福祉推進事業

### 1 地域福祉推進事業

地域に根ざした住民の助け合い活動・ボランティア活動を通じて、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、それらを支えるボランティア人材の発掘と育成を行い、住民参加のボランティア活動を推進する。

また、地域の身近な相談窓口としてボランティア活動の拠点となり、ボランティア活動に関する情報提供や、体験や学習の機会を設け、住民参加のまちづくりを支援する。

#### ①お買い物サロン事業

内 容	一人暮らしをはじめとする高齢者世帯、障がい者世帯等を対象として買い物に支援が必要な方を送迎し、信濃町商工会の協力を得てミニスーパーの開設を行い、利用者やボランティアとの交流を通して、買い物と地域拠点の充実を図ることを目的とする。 月 2 回 第 2 水曜日・第 4 金曜日 地域交流施設 いずれも午前10時～午前11時30分
財 源	社協会費

#### ②ボランティア推進事業（信濃町ボランティア・まちづくりセンター）

内 容	場所：社会福祉協議会 事務所内 時間：月曜日から金曜日（祝祭日・年末年始を除く）午前 8 時30分から午後 5 時15分 ボランティアコーディネート業務 ・相談・援助 ・情報提供 ・養成、育成 ・調査、研究 ・活動支援（ボランティア交流会開催ほか） ・ボランティア保険業務 ※掛金は助成制度あり ・意識啓発（ごみ拾い・エコキャップ回収運動ほか）
財 源	社協会費

### ③メンズ・カレッジ～<sup>エン</sup>～（男性地域参加応援事業）

内 容	<p>定年または定年を迎える世代の男性を対象として、地域へ参加するきっかけづくりを行い、趣味や生きがいつくり、仲間づくりを支援する。</p> <p>【メンズ・カレッジ～<sup>エン</sup>～】講座 6月～1月（全8回） 男の居場所づくり支援 毎月第3火曜日 地域交流施設</p>
財 源	社協会費・参加費

### ④ふれあいいいききサロン

内 容	<p>昔ながらのお茶会を地域の方が主体となり開催することによって、地域で顔の見えるつながりを強め、仲間づくり、生きがいつくりにつなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域サロンの開催（富士里地区・古間地区）</li> <li>・サロンへの助成金支給</li> <li>・サロン主催者交流会</li> </ul>
財 源	社協会費・参加費

### ⑤要援護世帯等支援事業【新規】

内 容	<p>低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯等支援が必要な世帯に対し、見守り・安否確認訪問や、緊急一時的に必要な食料支援等をおこなう。合わせて、各関係機関との連携強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①配食支援（NPO法人と連携）</li> <li>②入浴支援</li> <li>③食料支援</li> </ul>
財 源	社協会費

### ⑥生活支援体制整備事業

内 容	<p>高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的として、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターの役割を担う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信濃町生活支援サービス協議体運営補助</li> <li>・生活支援ボランティア講座修了生（おたっしゅかい）活動支援</li> </ul>
財 源	町受託金

### ⑦福祉ネットワークづくり

内 容	各種関係機関や関係団体等と連携を図り、生活課題の発見や、地域での見守り・支え合い活動を促進し、地域全体での福祉ネットワークを構築する。
財 源	社協会費

### ⑧福祉教育の推進

内 容	住民一人ひとりが地域社会の担い手として、自らの地域と福祉に関心をもち、地域の課題を共有し、その課題解決のための方策を探ることができるよう、社会福祉についてともに学びあい、地域における共生の文化を創造し、地域の福祉力の構築をする。 ①福祉体験教育の普及・実施 ②体験プログラムの開発 ③学校・公民館等との連携
財 源	社協会費

### ⑨介護教室

内 容	安心して介護に携わることができるよう、介護に関する知識や技術を学ぶ機会を設け、町内関係事業者等と連携を図りながら介護者等の支援を行う。 7月・8月 介護職員初任者研修公開講座 10月・12月 家庭介護技術
財 源	社協会費

### ⑩車椅子対応車両の貸出

内 容	車椅子を利用している方や、日常生活を営む上で支障のある高齢者等車椅子対応の車両を貸し出し、利用者の外出や社会参加の促進を図る。
財 源	社協会費・利用料

### ⑪戦没者追悼式

内 容	信濃町遺族会の協力のもと、戦没者に哀悼の意を捧げ、平和への願いを新たに する。 6月下旬 富士里地区
財 源	社協会費・参加費

### ⑫生活改善の支援

内 容	町と協議のうえ、はがき・のし袋等を販売し、地域で心のこもったおつきあいの慣習を築くことができるよう支援する。
財 源	社協会費ほか

## 2 福祉人材育成事業

事業名	介護職員初任者研修
内 容	介護に関する知識・技術と、介護を実践する際の考え方のプロセスなどを身につけ、介護の担い手となる人材を育成することで、地域の福祉人材の養成と質の高いサービスを安定的に提供する。(長野県知事認定) 7月～開講予定(全20日間 130時間) 定員:10名 修了試験あり
財 源	受講料・社協会費

## 3 福祉団体支援事業

支援団体	住民が主体となって自立した会の運営ができるよう支援する。 信濃町遺族会 信濃町老人クラブ連合会 信濃町身体障害者福祉協会 信濃町手をつなぐ育成会 保護司会 長野中央少年警察ボランティア協会信濃町ブロック
財 源	社協会費

## 4 配食サービス(お楽しみランチ)事業

内 容	一人暮らし高齢者ならびに高齢者世帯等を対象に、毎週水曜日にお弁当を配達し栄養管理や安否確認を行うとともに、配達ボランティアとの交流を通じて孤独感の緩和を図る。 お楽しみランチ交流会
財 源	町受託金(利用料含む)・参加費・社協会費

## 5 友愛訪問事業

内 容	一人暮らし高齢者世帯への定期的(月1回)な訪問により、安否確認や生活相談を通じて、在宅での生活を維持することを目的とする。
財 源	町受託金



## 6 家族介護者リフレッシュ事業

内 容	在宅介護者間の交流や相談会を行うことにより、日頃の悩みや疲れを解消し、在宅介護を支援する。 6月中旬 日帰り小旅行 9月上旬 日帰り小旅行 11月中旬 体操教室 3月中旬 観劇
財 源	町受託金・参加費

## 7 福祉用具貸与事業

内 容	在宅で用具の必要な方を対象として、用具の貸し出しを通じて、在宅での生活の維持を図る。 手動ベッド・車椅子・エアーマット・サイドテーブル等
財 源	町受託金・利用料

## 8 ふれあい昼食会事業

内 容	一人暮らし高齢者を対象に、温泉保養やレクリエーション、健康講座などを通して、社会参加と孤独感の解消を図ることを目的とする。 5月中旬 町長との懇談・レクリエーション 11月中旬 昼食交流・介護予防講座 3月上旬 温泉保養
財 源	町受託金・参加費

### 3 相談・貸付事業

地域で暮らす住民の様々な生活問題・ニーズに柔軟に対応するため、身近な窓口として社会福祉総合相談の充実・強化を図り、問題解決のために必要なサービスにつなげるための助言などを行うことにより、日常的な生活の支援をする。

また、生活困窮者の自立支援に向けて、実態の早期把握と適切な機関へのつなぎの役割を果たし、あわせて日常的な見守りや助け合いの体制づくりをすすめる。

#### 1 総合相談事業

##### ①心配ごと相談

内 容	日常生活のあらゆる相談に応じ、日常的な生活の支援をする。 社会福祉協議会窓口及び専用電話 信濃町社協心配ごと相談所開設 7月15日（金）、1月20日（金） 運営会議開催 心配ごと相談員8名委嘱
財 源	社協会費

##### ②日常生活自立支援事業

内 容	判断能力が不十分な方を対象として、日常生活を営む上で必要となる福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理などを生活支援員が支援することにより、可能な限り自立して、社会参加ができるよう、人権を社会的に保護する。 生活支援員1名委嘱
-----	---

##### ③まいさば出張所設置

内 容	平成27年4月の生活困窮者自立支援制度の施行により、県内9ヶ所に長野県生活就労支援センターが設置された。センターが設置されていない郡部町村について、既存の相談窓口を活用した出張相談所の設置をおこなう。
財 源	長野県社会福祉協議会委託

## 2 災害見舞事業

内 容	火災ならびに自然災害等により被災された方へ見舞金を支給する。 住家（全壊・全焼・流失） 30,000円 （半壊・半焼・床上浸水） 10,000円 人身（死亡） 30,000円
財 源	社協会費

## 3 善意銀行貸付事業

内 容	低所得世帯へ生活資金等（限度額10万円）の貸付を行う。
財 源	善意銀行積立金

## 4 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯等に対し、民生委員や県社会福祉協議会と連携をとりながら、無利子や低金利で資金の貸付を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図る。

資金名	内 容	対 象 者
総合支援資金	生活再建に必要な資金の貸付	失業等、日常生活全般に困難を抱えている世帯
福祉資金	日常生活または自立生活に必要な資金の貸付	低所得世帯 高齢者世帯
教育支援資金	高校・大学等の就学に必要な資金の貸付	低所得世帯
不動産担保型生活資金	土地や建物を担保に生活を支援	低所得高齢者
臨時特例つなぎ資金	離職者を支援する公的給付等開始までのつなぎ資金の貸付	住居のない離職者

## 4 共同募金配分金事業

毎年10月から実施される赤い羽根共同募金運動にて協力をいただく募金の一部を、次年度のさまざまな地域福祉事業に活用し、寄付者である住民が募金活動を通じて地域福祉活動に参加する意識を持ち、より一層の地域福祉向上を目指す。

### 1 高齢者福祉事業

#### ①いきいきねんりのつどい

内 容	長年にわたり社会に貢献された70歳以上の方の長寿を祝い、ますます健康でいきいきと暮らせるよう開催する。(H27年度 古間・富士里地区で開催) 10月中旬 野尻・古海・熊坂地区 10月下旬 柏原地区 アトラクション 保育園児の発表 懐メロ歌謡ショー (予定)
財 源	共同募金配分金・参加費

#### ②いきいき年賀状

内 容	一人暮らし高齢者へ児童が作成した年賀状を配布し、心あたたまる新年を迎えられるようにする。
財 源	共同募金配分金

#### ③いきいきご長寿フォト事業

内 容	100歳、99歳、90歳を迎える方のうち希望者を、社協だより(10月号)へ写真の掲載をし、健康で生きがいを持ち、心豊かな人生を送ることができるよう支援する。
財 源	共同募金配分金

#### ④町長・老連杯ゲートボール大会

内 容	大会賞品への助成を通して、高齢者の健康促進ならびに社会参加の促進を図る。
財 源	共同募金配分金

## 2 障がい児・者福祉事業

### ①希望の旅

内 容	介護が必要な方や家庭の事情等により、普段外出することが困難な方を対象に、日帰り小旅行を通じて社会参加と自立促進を図る。 10月 高齢者対象 10月上旬予定 11月 障がい者対象 11月上旬予定
財 源	共同募金配分金・町受託金・参加費

### ②自然探勝会助成

内 容	町身体障害者福祉協会実施の自然探勝会（旅行）への助成を通じて、障がい者の自立と生活意欲の助長促進ならびに社会参加の促進を図る。
財 源	共同募金配分金

### ③障がい福祉理解促進事業

内 容	当事者や関係団体との協力を得ながら交流や、さらに充実した啓発活動をとおして障がい児・者福祉への理解促進を図る。 ・障がい者フォーラムの開催 ・お買い物サロンへの出店参加促進 ・ナイスハートバザール（製品展示販売会）の見学（信濃町共催） ほか
財 源	共同募金配分金

## 3 児童・青少年福祉事業

事業名	わくわく！クラブ
内 容	小・中学生等を対象として、福祉理解啓発活動やボランティア体験を通じて、子どもの豊かな人間性を育むことを支援する。 6月4日（土） 障がい理解啓発（見えないことの理解/盲導犬） ※教育委員会生涯学習係合同開催 8月1日・2日・4日・5日 サマーチャレンジボランティアしなの 11月26日（土） 災害体験 3月28日（火） 春休み福祉体験教室
財 源	共同募金配分金・参加費

## 4 住民全般福祉事業

### ①企画・広報事業

内 容	広報誌の発行およびホームページ等による情報発信を行い、常に住民の福祉意識の啓発・高揚を図る。 ・社協だより 年6回（奇数月）発行 ・ホームページ 随時更新
財 源	共同募金配分金

### ②ボランティア意識啓発事業（ごみ拾い）

内 容	ごみ拾いをつうじて、地域の一員であることを再認識し、環境を守る活動や、ボランティア活動への理解を深め、住みよいまちづくりを目指すことを目的とする。 10月22日（土） ごみ拾い（北信五岳道路）
財 源	共同募金配分金

### ③社会を明るくする運動

内 容	犯罪・非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めるため、生涯学習フェスティバルにおけるうちわ配布を通して、犯罪のない社会を築こうとする全国的な運動の広報活動を行う。
財 源	共同募金配分金

### ④災害援護配分金→入れる

## 5 介護保険サービス事業

介護保険制度改正により、平成28年4月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、多様な生活支援の充実がすすめられる。

在宅介護における中核となるべく、法令を遵守し、制度改正に即応した良質できめ細やかなサービス提供をおこなう。また、利用者やその家族との信頼関係を築き、各関係機関等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供と合わせて、徹底的な経営管理を行い安定的な事業の経営に努める。

### ①職員体制の強化

内 容	職員の充実と組織強化 職員の処遇改善を図る 職員の資質および専門機能の向上を図る 職員研修の企画・実施
-----	--

### ②苦情解決第三者委員の設置

内 容	福祉サービスへの満足度を高め、利用者個人の権利の擁護とサービス提供者としての信頼及び適正性の確保を図る。 第三者委員2名委嘱
-----	---

## 1 指定居宅介護支援事業

事業所名	信濃町社協指定居宅介護支援事業所（生活保護法指定）
目 的	在宅において日常生活を営むために必要な福祉・保健医療サービスを適切に利用できるよう、利用者とサービス提供事業者等との調整を行う。 また、サービスの継続的な管理、評価を行うことにより、要介護者の個人の尊厳を保持し、生活の質を高め、自立を支援する。
サービス提供時間帯	月曜日から金曜日（土日・祝祭日を除く） 午前8時30分から午後5時15分
職員体制	管理者 居宅介護支援専門員
サービスの内容	居宅介護支援

## 2 指定訪問介護事業

事業所名	信濃町社協指定訪問介護事業所（生活保護法指定）						
目的	要介護者等が可能な限り居宅において能力に応じ、自立した日常生活を営むことを目指し、利用者や家族が安心して生活できるよう、入浴、排せつ、食事の介助その他生活全般にわたる援助を行う。 また、各関係機関等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。						
サービス提供時間帯	年中無休 午前6時30分から午後9時30分						
職員体制	管理者・サービス提供責任者・訪問介護員						
サービスの内容	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 10px;">┌</td> <td>特定事業所加算Ⅱ</td> </tr> <tr> <td style="width: 10px;">├</td> <td>介護職員処遇改善加算Ⅳ</td> </tr> <tr> <td style="width: 10px;">└</td> <td>社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減事業</td> </tr> </table> 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスA	┌	特定事業所加算Ⅱ	├	介護職員処遇改善加算Ⅳ	└	社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減事業
┌	特定事業所加算Ⅱ						
├	介護職員処遇改善加算Ⅳ						
└	社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減事業						

## 3 指定地域密着型通所介護事業

事業所名	宅老所こころ（生活保護法指定）						
目的	小規模で家庭的な雰囲気の中、利用者の安定した在宅生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持・向上等を図るとともに、その家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとして、柔軟なサービスを提供する。						
営業日	年中無休 午前8時30分から午後5時30分						
職員体制	管理者・生活相談員・看護職員・介護職員・運転職員						
サービスの内容	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 10px;">┌</td> <td>サービス提供体制強化加算Ⅱ</td> </tr> <tr> <td style="width: 10px;">├</td> <td>介護職員処遇改善加算Ⅳ</td> </tr> <tr> <td style="width: 10px;">└</td> <td>社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の軽減事業</td> </tr> </table>	┌	サービス提供体制強化加算Ⅱ	├	介護職員処遇改善加算Ⅳ	└	社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の軽減事業
┌	サービス提供体制強化加算Ⅱ						
├	介護職員処遇改善加算Ⅳ						
└	社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の軽減事業						



## 6 障害福祉サービス事業

---

障害者総合支援法の下、それぞれの障がいの程度や状況をふまえ、居宅介護（ホームヘルプ）サービスの提供を行い、利用者の有する能力や適性に応じて、可能な限り自立した日常生活及び社会生活を営むことを目指し、入浴、排せつ、食事の介助その他生活全般にわたる援助を行う。

事業所名	信濃町社協指定訪問介護事業所（生活保護法指定）
目的	居宅において日常生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づく居宅介護を適切に提供する。
サービス提供時間帯	年中無休 午前6時30分から午後9時30分
職員体制	指定訪問介護事業に準ずる
サービスの内容	居宅介護 ①身体介護 ②家事援助 重度訪問介護

## 7 他機関との共同推進

### 1 日本赤十字社事業の共同推進（日本赤十字社長野県支部信濃町分区）

内 容	詳 細
日本赤十字社社資増強運動	4月より募金活動
災害義援金・救援金	災害発生時、状況に応じて義援金・救援金を受付 〈現在受付中の義援金・救援金〉 東日本大震災義援金
災害見舞	火災ならびに自然災害等による被災者へ見舞金・毛布を支給 人身（死亡） 10,000円 住家（全半壊・全半焼・流失、床上浸水） 毛布1枚
にこにこ赤十字健康教室	65歳以上の方を対象として、誰にでも楽しめるプログラムを通して、高齢者の健康と安全についての知識を深め、健康で長生きできるよう支援する。（町内4地区開催2ヶ年に1回） 10月・11月 古間・富士里地区
赤十字奉仕団育成事業	町総合防災訓練への出動ほか炊き出し訓練等

### 2 共同募金事業の共同推進（長野県共同募金会信濃町支会）

内 容	詳 細
赤い羽根共同募金の推進	10月1日より募金活動
災害見舞	火災ならびに自然災害等による被災者へ見舞金を支給 人身（死亡） 10,000円 住家（全半壊・全半焼・流失、床上浸水） 10,000円